

入会及び会員資格規程

(平成22年5月26日総会決議)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条第4項の規定に基づき、当法人への入会及び会員資格に関する必要な事項を定める。

第2章 入会及び退会

(入会)

第2条 新たに当法人の会員になろうとする者は、様式第1号による入会申込書を、申込者の住所又は所在地を担当する(支部規程第2条第2項の担当区域)支部を経由して当法人に提出しなければならない。

- 2 入会申込者が前項の入会申し込みを行う際、会費規程別表による当該年度分の会費を仮に納付しなければならない。
- 3 当法人は、第1項の申込書に対して、議決権等法人参加に関する権利義務以外の日常的な事務について仮に会員と同様に取り扱い、直近の理事会において承認を得ることにより入会を認めるものとする。
- 4 前項の理事会承認があったときは、申込者に対して特段の通知がなくとも会員としての権利義務が発生するものとし、当法人は理事会不承認の場合にのみ当該申込者に対し文書によりその旨通知し、第2項の規定による仮納付分の会費を当該申込者に返還する。

(再入会)

第3条 再び当法人の会員になろうとする者は、様式第1号-1による再入会申込書を申込者の住所又は所在地を担当する(支部規程第2条第2項の担当区域)支部を経由して当法人に提出しなければならない。

- 2 入会申込者が前項の入会申し込みを行う際、会費規程別表による当該年度分の会費を仮に納付しなければならない。ただし、定款第9条第により退会した会員の内、在会時の未履行会費がある会員は、在会時の未履行会費と同等の金額を、再入会費として併せて納付しなければならない。
- 3 当法人は、第1項の申込書に対して、議決権等法人参加に関する権利義務以外の日常的な事務について仮に会員と同様に取り扱い、直近の理事会において承認を得ることにより入会を認めるものとする。
- 4 前項の理事会承認があったときは、申込者に対して特段の通知がなくとも会員としての権利義務が発生するものとし、当法人は理事会不承認の場合にのみ当該申込者に対し文書によりその旨通知し、第2項の規定による仮納付分の会費及び再入会費を当該申込者に返還する。
- 5 定款第10条により除名された会員は、再入会することができない。

(会員名簿)

第4条 当法人は、入会申し込みが理事会において承認されたときは、速やかに会員名簿に登録を行わなければならない。

2 会員は、事業場の名称、所在地及び代表者に係る変更があったときには、様式第2号による変更届を支部経由にて当法人に提出しなければならない。当法人は、当該変更届を受理したときは、速やかに会員名簿の登録変更を行わなければならない。

3 会員名簿は、個人情報保護等に配慮し原則非公開とする。ただし、関係者の同意があった場合及び合理的な理由がある場合において、必要最小限の範囲を公表することがある。

(退会)

第5条 会員が定款第9条第1項の規定に基づき、様式第3号による退会届を当法人に提出する(原則 支部経由)ことにより退会したときは、当法人は速やかにこれを会員名簿から末梢する。ただし、同規定第3条における処理に必要な情報は残すこととする。

2 会員について、定款第9条第2項各号に掲げる状況に該当し資格を喪失したときは、当法人がその事実を確認のうえ、前項と同じ措置をとる。

第3章 会員資格等

(会員の範囲)

第6条 定款第7条第1項に規定する当法人の会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 広島県内の労働基準法適用事業場について

- イ 労働基準法適用事業場
- ロ 適用事業場になろうとする者
- ハ 適用事業場の形態に近い者
- ニ 社会保険労務士、コンサルタント等適用事業場に関わる者
- ホ その他

(2) 個人・団体の主体による区分について

- イ 個人
- ロ 法人
- ハ 工場、支社、支店、営業所、出張所、店舗、事務所、研究所等の機関

2 定款第7条第1項の「団体」とは、前項第2号ロ及びハに掲げる組織を意味し、複数の事業場を一括して加入させる「団体加入」会員制度は採らないものとする。

(会費納入)

第7条 会員は、毎年度労働者数の変動を支部事務局に報告し、会費規程による適正な会費額を納入しなければならない。

(組織変動の場合の会員資格)

第8条 定款第8条第2項に該当する会員が会員資格の継承を希望するときは、第3条第2項に準じた届出を行い、会員資格を同一人とみなして継承させることが相当と会長が判断して事後に理事会の承認を得た場合、会員資格については同一人とみなして継

承される。

- 2 会員資格について同一人とみなして継承された場合には、表彰等の審査の際においてもその前歴を評価対象に加えることができる。

(会員の権利義務)

第9条 会員は、社員総会に出席して議決権を行使する以外は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」において定める「社員」としての法律上の権利を有し及び義務を負うほか、一定の会員割引制度を享受できる。

第10条 会員は、定款及び「代議員選任及び社員総会運営規程」の規定に基づき支部会員会議において、代議員の選挙権及び被選挙権を持つ。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、定款附則第1条の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(附則)(令和4年6月16日)

- 1 一部改正 第1から11条変更

再入会申込書

公益社団法人広島県労働基準協会の趣旨に賛同し、再入会費_____円、
年会費_____円、合計_____円を添えて入会申し込みをいたします。
(納入方法：振込・窓口持参) いずれかに丸印をしてください。

年 月 日

(ふりがな) 事業場等名称			
(ふりがな) 代表者職氏名			
所在地	〒 -		
電話番号・ファックス・ メールアドレス	TEL: - -	FAX: - -	E-mail: @
担当者職氏名			担当者連絡先 TEL:
事業内容			
労働者数 (パート、派遣等を含む。)			

公益社団法人広島県労働基準協会
(支部経由)

会費額 申し込みの翌月分から月額調整値を乗じて得た額 (10円位繰り上げ)

申込時 労働者数(人)	会費額 (年額)(円)	月額調整値 (円)	申込時 労働者数(人)	会費額 (年額)(円)	月額調整値 (円)
1～4	2,000	170	200～299	36,500	3,050
5～9	2,600	220	300～399	50,000	4,170
10～19	3,600	300	400～499	60,000	5,000
20～29	5,200	440	500～699	80,000	6,670
30～49	6,200	520	700～999	100,000	8,340
50～99	13,300	1,110	1000～1999	150,000	12,500
100～149	15,200	1,270	2000～3999	200,000	16,670
150～199	28,500	2,380	4000～	300,000	25,000

会費振込方法の場合は、入会窓口支部にお問い合わせください。

退 会 届

事業場(会員)名	
代表者等の職氏名	
所在地	〒 -

上記のとおり届け出る。

年 月 日

届出者(担当者)の

会社名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

公益社団法人広島県労働基準協会
(支部経由)